

犯罪被害

枝幸警察署からのお知らせ

被害者支援にご協力を！

■犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度は、不慮の犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族の方や障害が残ったり、一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方に対して、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとする制度です。

今年7月には、制度の大きな改正があり、「自賠責なみ」に給付金が拡大され、休業補償や申請期間の特例が設けられました。

給付金を受けるための条件や手続きなどは法令で細かく定められておりますので、詳しい内容については、警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

■「犯罪被害給付制度」に関するお問い合わせ

北海道警察旭川方面本部警務課犯罪被害者支援係

☎0166(35)0110

(内線2625)

※月々金曜 午前8時45分から午後5時30分まで

・枝幸警察警務課犯罪被害者支援係

☎01634(62)0110

(内線211)

■「犯罪被害者週間」について

11月25日から12月1日(1週間)

は「犯罪被害者週間」です。

※「犯罪被害者週間」

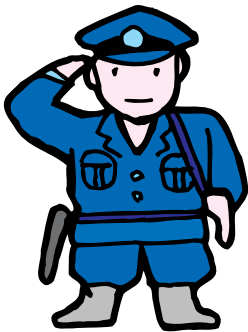
平成17年策定の「犯罪被害者等基本計画」を受け、内閣府が設定した全国週間

被害者は、受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、地域の全ての皆さんの理解と配慮、そして協力が必要となります。

犯罪被害者週間は、そんな被害者の苦しみを理解し、私たちに何ができるか、一緒に考えてみようという目的で設けられました。

被害者の心情などを知ること、犯罪被害者を少なくすることにも繋がります。

地域における各種被害者支援活動への皆さまの積極的参加をお願いしますとともに、被害者等が「途切れない支援」を受けられる北海道となりますようにご協力をお願いします。



事故防止

夕暮れ時の交通事故防止

歩行者事故には、自宅から500メートル以内の道路で多発しているという特徴があります。

自宅周辺の身近な道路は、通り慣れていることから警戒心が乏しくなって油断が生じ、安全確認がおろそかになりやすくなります。

次のことに注意し、近くへの外出でも常に警戒心を持って交通事故防止に努めましょう。

■夜光反射材の積極的な活用を！

・夜間外出する時は、できるだけ白色や黄色などの明るい服を着るな

として、ドライバーに自分の存在を知らせるようにしましょう。

■信号機や横断歩道の利用を！

道路を横断するときは、信号機や横断歩道を利用するとともに、夜間は街灯等がある明るい場所を選んで通行するようにしましょう。

また、斜め横断は危険ですので絶対にやめましょう。

浜頓別優良特産品認定推奨マークが決定しました

町内の中小企業者等が、地域の特性を生かして開発した製品を町の優良特産品として認定、推奨し、地場産業と観光の振興を図ることを目的に「浜頓別町優良特産品認定推奨制度」がスタートしました。

優良特産品として認定し、推奨することとなった製品に貼り付けする推奨証(シール)のデザインは、浜頓別高等学校に製作を依頼し、応募の中から1年生の大野由紀子さんのデザインに決定しました。



町の鳥であるコハクチョウがクッチャ湖を抱きかかえているイメージで描かれています。クッチャ湖をイメージした部分は浜頓別町の「ハマ」となっています。

制度

「国の教育ローン」の  
ご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

■ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、扶養する子どもの人数が1人の場合は、給与所得が790万円以内（事業所得者は590万円以内）の方。

なお、子どもの人数に応じて給与所得額（事業所得額）の制限が引き

上げられます。詳しくは、お問い合わせください。

■融資金額

学生・生徒1人につき200万円以内

■利率

年2.65%（平成20年10月1日現在）

■問合せ

「国の教育ローン」コールセンター  
☎0570・0088656

（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルがご利用いただけ

ない場合

☎03（5321）8656

日本政策金融公庫旭川支店国民生活事業

☎0166（23）5241

＜第5次浜頓別町まちづくり計画＞  
町づくり計画審議会を開催しました

第5次浜頓別町まちづくり計画にかかる町づくり計画審議会専門部会が次の日程で行われました。

専門部会では、町から審議会に諮問された「第5次浜頓別町まちづくり計画（素案）」について、審議が行われ、幅広い質問や意見が出されました。

- ▶ 10月23日（木） 町づくり計画審議会第1専門部会
- ▶ 10月27日（月） 町づくり計画審議会第3専門部会
- ▶ 10月28日（火） 町づくり計画審議会第2専門部会



問合せ 役場総務課企画広報係  
☎2-2345（内線218・220）

年金

年末調整や確定申告には「社会保険料  
（国民年金保険料）控除証明書」を

問合せ 役場住民課住民係 ☎2・2345（内線114）

に同様の証明書が送付されます。

国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した金額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

毎月11月上旬に送付

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から10月1日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬

国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の金額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

お問い合わせは、最寄りの社会保険事務所（全国312カ所）をご利用いただけます。

■問合せ

稚内社会保険事務所  
☎0162（32）1941  
ホームページ  
<http://www.sia.go.jp/>

国民年金保険料の納付は、

口座振替が便利でオトクです

納め忘れがなく便利な

口座振替をぜひご利用ください